

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第6回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第6回 官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 18 年 11 月 29 日（水） 11:00～12:30

場 所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

- 1 開 会
- 2 実施要項素案の調整状況の報告
（キャリア交流プラザ事業、人材銀行事業、求人開拓事業）
- 3 実施要項素案の審議
（科学技術研究調査）
- 4 その他
- 5 閉 会

< 出席者 >

（委員）

榎谷主査、齊藤委員長代理、逢見委員、佐藤専門委員、原専門委員、廣松専門委員

（総務省）

飯島信也統計局統計調査部調査企画課長、千野雅人経済統計課長、関口康弘課長補佐、小澤勝美統計専門官

（事務局）

櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官、堀内企画官

榎谷主査 それでは、第6回「入札監理小委員会」を始めさせていただきたいと思いません。

本日は、まず前回の小委員会で主査一任事項として、厚生労働省の実施要項案で調整を要するとされていた点につきまして、事務局と厚生労働省との協議結果の内容について、事務局から報告を簡単をお願いします。

事務局 それでは、今、榎谷主査の方から御指示のありました、厚生労働省と事務局との間でやりとりをしまいいりまして、厚生労働省からの回答ということになっていただいておりますので、それについて説明させていただきます。

「人材銀行事業における『事業従事者に係る取扱』について」で、正規雇用職員の数を求める等につきましての議論がございました。

この件に関しましては、入札監理小委員会における議論を踏まえまして、次のように修正したいということで御説明をいただいております。

前回の小委員会でお諮りした案につきましては「踏まえ、事業を適切かつ確実に実施できる体制として十分な数の」としていたところでございますけれども、この「十分な」というところでは、民間事業者が必要以上の数を配置しなければいけないと誤解するおそれがあるということで、11月22日の入札監理小委員会で御指摘がございましたので、配置が求められるのは、事業を適正かつ確実に実施できる体制として「必要な数」であることが明確になるように修正したものであるということで、原案と修正案の対比をいただいております。

原案に関しましては「(3)事業従事者に係る取扱」。

「人材銀行事業の運営に当たっては、現行の人材銀行において国が配置している常勤職員数を下回らない数の正規雇用の者を専任として配置しなくてはならない。

また、人材銀行に従事する者は、労働保険及び社会保険に加入しなければならない」ということとございました。

修正案といたしまして、従来「(3)事業従事者に係る取扱」で「人材銀行事業の運営に当たっては、現行の人材銀行において国が配置している常勤職員数を踏まえ、事業を適正かつ確実に実施できる体制として必要な数の正規雇用の者を専任として配置しなくてはならない。

また、人材銀行事業に従事する者は、労働保険及び社会保険に加入しなければならない。」

この修正を加えます関係で、実施要項の中身、具体的には実施要項の4の(2)の二の(イ)というところでございますけれども、民間事業者が提出する企画書に記載する事項が書いてございます部分ですが、実施体制について、事業管理者の雇用形態というものを追加することとしたいということで、併せて修正を送っていただいております。

これに関しましては「(イ)組織体制」が該当します。

「事業全体を管理する者、職業紹介を直接担当する者及びその他の事業従事者の経歴、資格・経験、雇用形態等」、ここで「雇用形態」というのが追加されます。「雇用形態等、

事業従事者に対する指揮監督のあり方、事業従事者の配置、他の事業と兼任する者がいる場合はそれぞれの業務に従事する時間配分等具体的な勤務内容等」ということで修正をしますということで、御連絡がございました。

これに関しまして、前回入札監理小委員会の方では、主査一任という形で事務局と厚生労働省と調整をして、主査に御報告するという御報告させていただきました。主査の方から、この人数で当落を判定するのではないかとということについて再確認をして、できればそこについても説明として明記してもらおうよということで、御指示をいただきました。

説明といたしまして、先方から、この修正に関しましては「即ち、正規雇用の配置人員の数については、単純に人数の多寡のみで評価するのではなく、民間事業者の提案内容を総合的に評価し、提案された実施体制で事業が実行可能か否かを判断することになる」ということで解説をいただいております。

以上でございます。

榎谷主査 ありがとうございます。

今までの事務局の御報告につきまして、何か意見はございますでしょうか。いろいろと議論をしたんですが、監理委員会が修正した趣旨について、入札者と評価委員会に間違いなく伝わるように工夫をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局 もう一点、事務的な御報告ですけれども、雇用能力開発機構の方の実施要項で、日本語の修正がございまして、これについて御報告させていただきます。実施要項の中身が変わるというものではございません。

実施要項を公表させていただきました。会計検査院の部分の修正について、会計検査院の方から、意味が通じないので、正しく書いてほしいということがありました。機構の方に連絡して、これにつきましては、日本語を修正する段階で間違えましたので修正しますということで連絡がきております。

民間事業者は、対象公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号第23条第1項第7号）に規定するものに該当することからという記述があったんですけれども、これを日本語で見ますと、対象公共サービスの内容が会計検査院法の規定に該当するものと読めてしまうんですけれども、会計検査院法の法律に該当するのは民間事業者なので、公共サービスの内容ではないであろうという御指摘を受けました。これにつきましては、文言を明確にするということから、民間事業者は会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定するものに該当することからということで整理をするといいますが、修正をするということで御報告をいただいておりますので、この点について御報告させていただきます。

榎谷主査 ありがとうございます。

厚生労働省からの修正案の提示と実施体制の評価についての考え方の御説明がございましたけれども、あらかじめこちらの指摘を踏まえているとおおむね思いますので、これを

了解するということにしたいと思います。

先ほど申し上げましたような、評価委員会と入札者に間違いなく趣旨が伝わるということ、これを厚労省に伝えていただきたいと思います。

これで厚労省3事業について小委員会としての審議を一応終了することについて、特段の御意見はないものとしてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

榎谷主査 ありがとうございます。

それでは、厚労省3事業の審議結果の監理委員会への報告等は、主査一任ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

榎谷主査 ありがとうございました。

それでは、総務省統計局の科学技術研究調査の実施要項案の審議を行いたいと思います。

(総務省統計局関係者入室)

榎谷主査 本日は、総務省統計局から実施要項の案について説明をいただき、審議を行いたいと思います。なお、本日は廣松毅専門委員にも御出席いただいております。廣松専門委員、よろしく願いいたします。

では、統計局からの説明をいただきたいと思いますが、20分程度でお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

飯島課長 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。科学技術研究調査における民間競争入札の実施要項の案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、科学技術研究調査の内容及びその実施に当たり確保されるべき質でございますけれども、まず「(1)科学技術研究調査の概要等」というのがございます。科学技術研究調査は、我が国における企業や大学等の研究活動の状態を調査して、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的といたしまして、毎年3月31日現在の状況を調査によって把握しているものでございまして、調査の方向といたしましては、調査客体に対して直接調査票を郵送して、記入された調査票を郵送で送り返していただく、あるいはインターネットで返信していただくという方法でデータを回収して実施しております。

調査の対象は、アにございますとおり「企業等」これは標本調査、全数でなく統計的な手法で抜き出した標本に対する調査でございますが、資本金1,000万円以上の会社、並びに特殊法人、独立行政法人といったものが調査対象になります。

調査の規模が、下のイのところでございますが、企業等は約1万4,000です。2つ目の非営利団体・公的機関、これは全数を調査するという原則で、対象数が約1,000です。3つ目の大学等、これも全数の調査ということで、約3,000を調査対象としております。

実際にこの調査をかける期間ですが、毎年5月16日から7月15日までの約2か月間を調査期間としております。

調査事項は、調査票という紙ベースの調査シートを用意いたしまして、これを郵便でお送りしまして、それに記入して返していただくか、インターネットを通じて回答していただく形になりますが、種類としては4種類ございまして、(ア)が調査票甲(企業等A)は資本金1億円以上の会社、並びに特殊法人、独立行政法人を対象にしたものです。

2ページの(イ)が調査票甲(企業等B)は、資本金1億円未満の会社を対象とした調査内容です。

3ページの(ウ)が調査票乙は、非営利団体・公的機関を対象としたものです。

その下の(エ)調査票丙は、大学等ということでございます。

個々の調査項目、共通している部分と、それぞれ調査対象の特性に応じて一部、それぞれ異なる内容のものを調査しておりますが、共通して言えるところは、どういう分野の研究をしているか。そういった研究に従事している事業者の数がどのくらいであるか。あるいは使用した研究費がどのくらいであるか。こういったものが中心的な調査項目でございます。

4ページに「(2)科学技術研究調査に係る委託業務の内容」でございます。これは、業務のフローが一番最後の22ページにございますけれども、この調査の流れの中で調査票を郵便で送るところ、それから、受け取った調査客体がその調査票を見て疑問点などを聞いてくるわけですけれども、そういった照会に対する回答を行う事務。それから、順次回答が送り返されてくるわけですけれども、まだ返ってこない客体に対して回答の督促を行う業務、この三つの業務をまとめた形で民間に委託したいと考えております。

4ページの方に戻りまして、(2)のアということで、業務期間はその調査の期間がスタートする直前の5月14日から10月12日までを期間と定めます。

業務の内容はイのところでございます。今、申しましたように、三つの業務がありますが、まず送付ということで言いますと、統計局から調査を受け取って、これを郵送により送付する。

2つ目の照会対応ということでは、その次に書いてございますけれども、調査客体から内容に関する照会があった場合に対応、回答する。この照会対応業務に必要な調査関係書類一式、更に頻繁にある質問をまとめた電話対応マニュアルといったものは、統計局から入札説明会時に提示したいと思っております。

3つ目の督促でございますが、統計局の方から随時調査票提出者の情報を事業者の方にお渡ししますので、事業者の方で提出状況を把握していただきまして、調査客体に対して適当なタイミングで電話、はがき等によって調査票提出についての要請を行うということが業務になります。

また、ある程度調査が進んだところで、9月中旬以降になろうかと思いますが、標本設計、これは集計上資本金階級別のデータ等を出す関係がございまして、そういう標本設計の関係から重点的な督促が必要な調査客体、これは統計局の方から指定するという形で考えております。

業務に伴う作成書類ですが、毎日の調査客体からの照会内容の詳細、これは別紙1に簡単な様式がございますが、こういったものに記載して提出していただく。また、督促時にあった照会についても同様に提出してもらう。また、督促を行った調査客体のリストについては、督促後1週間以内に提出してもらうという形で、業務内容を定めてございます。

「(3)業務委託に関する留意事項」でございますけれども、アから、次のページのエまででございますが、まず必要な環境設備を用意する。イとしては、本業務の適切な実施を確保するために、統計局との連絡・調整を行う担当者を設置して、その人が窓口になる。5ページ、ウとして、万が一、客体から来た照会に対応できないような内容があった場合は、統計局の方に連絡する。

エとして、この業務に必要な経費については、業務終了後、必要な確認をした上で、契約金額を統計局が支払うという形でございます。

「(4)業務に当たり確保されるべき質」というものを定めてございます。まず、照会対応業務につきましては、調査票の記入等に関する照会があった場合に、統計局が指示したとおりの内容で対応してもらうというのが一つです。

最終的に一連の照会対応、更に随時行われる督促業務、これを通じまして、結果的にそこにある回収率を達成すること。この回収率と申しますのは、調査客体数のうち提出された調査票の比率でございます。大学等は100%、非営利団体・公的機関は99%以上、企業等は79%以上ということで、ここに定めさせていただいております。

(5)に統計局が行う必要な助言、協力を行うということを定めてございます。

2番に契約期間というのがございますが、これは19年4月から12月までとしております。

3番といたしまして、民間競争入札に参加する者に必要な資格、これは所定の必要と思われる資格を、(1)~(6)まで列挙してございます。

「4 民間競争入札に参加する者の募集」でございますが、現時点で考えておりますスケジュールは、(1)に掲げてあるとおりでございます。

(2)の提出書類といたしまして、入札金額、あるいは業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類、企画書というものを提出していただきまして、入札金額には一切の諸経費を含めた総額を記載してもらう。

企画書の内容としては、イの(ア)~(カ)に書かれているようなものを記載するというところでございます。

「5 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法」ですが、総合評価落札方式により行うものと考えております。

7ページにございますが、まず落札者決定に当たっての質の評価項目でございますが、この業務の目的・趣旨に沿った実行が可能であるかどうか。これを必須項目として幾つか挙げてございます。また、効果的なものになるかどうか。これを加点点目表による評価によって行うということを考えております。

「ア 必須項目審査」でございますが「(ア)要員の体制」について、責任者を置いて、きちんと業務担当者を総括する形で運営していくということ、それから、業務担当者を置くということで適切な業務を行う。

「(イ)設備・環境」ということで、必要な場所、設備を用意する。

「(ウ)教育(研修)について」ということで、そこにあるような内容を含むものを適切に行う。

「(エ)照会対応業務」ということで、平日の9時から18時までを含む期間を受け付け時間とする。

「(オ)督促業務」ということで、これは業務期間内に調査客体に対して、繰り返し調査票提出についての要請を行うこと。

「(カ)セキュリティ対策」ということで、セキュリティ対策を講じる。

イとして「加点項目審査」とございますが、アで合格となった入札参加者、必須項目をクリアした。必須項目をすべて満たす者を合格として、一つでも満たしていない場合は失格となりますけれども、合格となった入札参加者につきまして、8ページの(ア)~(ク)の加点項目について審査を行いまして、効果的な実施が期待されるかどうかという観点から、相対評価をしたいと考えております。要員体制、設備・環境、教育(研修)、照会対応業務、督促業務、セキュリティ対策、事業者の受託実績・資格、その他創造性・新規性等のある効率的・効果的な実施方法が提案されておまして、こういったものを評価項目として考えております。

この辺の具体的な配点基準については、別紙2の評価表の方に配点も含めて記載してございます。

「(2)落札者決定にあたっての評価方法」でございますが、イのところに具体的な算出の仕方が書いてございますが、技術点としては先ほどの評価表に基づく評価点、価格点といたしましては入札価格から計算いたしました得点、この二つの合計点といたしまして、総合評価値を計算いたしまして、この最も高い者を落札者とすることを考えております。

ウとして幾つか例外的な事項について定めてございます。

「6 科学技術研究調査における従来の実施状況に関する情報の開示」については、後ろの別紙3に(1)~(5)の項目につきまして付けさせていただいております。

「7 契約により民間事業者が講ずべき措置等」でございますが、報告については先ほどもちょっと触れましたが、毎日の事業の報告、最終的な事業報告、こういったものについて報告する。それから、何か問題が生じたときには、これについても報告する。

「(2)調査について」とございますが、(1)で得られた報告、更に11ページにあります、ア~ウのモニタリングの結果により必要のあると認めるときには、統計局で民間事業者に対して必要な調査を行うということで、11ページに具体的なモニタリングとして民間事業者への匿名電話、調査客体への電話を必要に応じ適宜行う。

従来の実施状況等の比較を行ってまいりたいと思っております。

必要な場合は(3)にございますように指示を行う。

(4)に秘密の保持をきちんと行う。

その他(5)に幾つかの事項を、民間事業者が講ずべき措置として定めてございます。

14ページ「8 契約により民間事業者が負うべき責任」。

「9 実績評価」ということで、この業務の実施状況について、19年10月中旬から調査を開始するというので、(3)にございますような回収率、調査客体への事後調査、実施経費の確認というものを行ってまいりたいと思います。

「10 その他実施に関し必要な事項」を幾つか掲げてございます。

従来の実績の情報につきましては、18ページから具体的に経費の話、実施に要した人員、実施に要した施設・設備、20ページの下半分には従来回収率といったものも載せてございます。

以上、簡単でございますが、科学技術研究調査の実施要項についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

樫谷主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見のある委員は、御自由に発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

原専門委員、どうぞ。

原専門委員 最後の流れ図を見ながらお聞きしたいんですが、この対象業務のところは、通常のリサーチ機関で言うと、いわゆる発送代行、回収代行といった世界ですけれども、今までは業者ではなく全部内部で実施していたんですか。

飯島課長 これは全部統計局で実施しておりました。

原専門委員 そのときに、7ページの教育(研修)を必須項目として挙げてらっしゃって、これは業務担当者に対する教育カリキュラムを、この内容でしなければいけないという規定になると思うんですが、従来こういうことをプロフェッショナルでやっていた会社は、皆さんこういう教育は既に受けてらっしゃるはずなんですけれども、それをもう一回改めてしなければいけないということになるんでしょうか。

飯島課長 恐らく のような基本的なものは、既に実施しているものもあるかと思いますが、 は調査固有の知識、外部からの照会があった場合の回答の中身といったものは研修していただく必要がありますし、 も同様でございます。

についても、統計調査のときに若干気を付けなければいけない点などもあるかと思っておりますので、最低限のものは必要ではないかと思っております。

対応に関する基本的なマナーについても、これも担当者には勿論備えていただきたいものだと思いますので、ここには入れさせていただいたんですが、これについてはもう既に十分にされていれば、改めてする必要はないのかなという気はしますけれども、どうやってこの辺り確認したらいいのかわからないので、何かうまいやり方があれば、また教えていただきたいと思っております。

原専門委員 私もこれをどう確認するのか疑問だったのでお尋ねしたんですが、多分こ

ういうものは業務実績とか、これまでの実績といったところで恐らく十分に判断できる項目だと思いますので、いちいちカリキュラムをチェックする必要はないという気がいたしました。

榎谷主査 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 二つ教えてください。一つはちょっと細かいんですけども、12ページの記録と帳簿を5年間ずつ保管しなければいけないという点。これは、原簿というか、CDが何かに分なりに落としたもので保管すればいいんでしょうか。それとも、オリジナル調査票を、1万8,000通なのか知りませんが、それをずっと5年間保管しなければいけないのか。こういう細かい点が一つです。

次の質問は、実績評価について、別に第三者的な評価委員会とか評価機関みたいなものを統計局と一緒に一緒におつくりになるような考えではなくて、これは統計局で直接こういう項目を評価されるお考えなんでしょうか。

榎谷主査 いかがですか。

関口補佐 最初の御質問の件につきましては、5年間と言いますのは会計法上の規定がございまして、会計法上で5年間監査に対応できることという規定がございまして。この観点から、それに携わった業務実施状況、そういった業者が対応して作成していただいた書類等につきましても、5年間分については保管をお願いしたいという趣旨で書いたものでございます。

ですから、こちらの方に提出していただいた書類等を保管しておいていただければ結構でございます。

飯島課長 御質問のあった中で、1万8,000というお話がありましたけれども、個別の回答の調査票自体は、直接集計の方に回りますので、事業者の方には残らないので、その保管の必要はございません。

実績評価のところでございますが、14ページの一番下にございますけれども、私どもの方でも具体的な形はまだ詰めてございませんけれども、有識者の意見も聞いた上で実施状況を提出するという形を考えております。

榎谷主査 廣松専門委員、どうぞ。

廣松専門委員 今の御質問と関連して、当然個票は直接集計の方に回ると思うんですが、逆にコピーを取ってはいけないという禁止は取らないのですか。

それともう一つ、22ページの流れ図のところ、結果票の審査・公表の段階で、審査の段階でもし調査対象者に対して何らかの疑義、疑問に対する問い合わせをするときに、直接統計局の方がやるのでしょうか。それとも、結果・審査、あるいは公表を担当している、どこかにもし委託するのであれば、そこがやることになるのでしょうか。それとも、今回の入札で委託したところをもう一度経由してやることになるのでしょうか。

千野課長 最初の御質問は、調査票をコピーされないかということだと思いますが、調査票については直接統計局に返ってくるような形になっておりますので、業者の方は記入

された調査票は見ないという仕組みになっておりますので、コピーするということがあり得ないということだと思います。

集計については、統計センターの方で行いますので、その段階では今でも疑義があれば直接調査対象に照会しておりますので、それを審査の段階でそういう照会を直接行うことはあるという形になろうかと思えます。

廣松専門委員 そうすると、資料の5ページのところで「業務に当たり確保されるべき質」で回収率が出ておりますが、それは、統計局の方で何%返ってきたかということを確認するということですか。委託先の方では、幾ら返ってきたかわからないと思うのですが。

千野課長 それは随時我々の方から委託先にお知らせするという形で、この数自体は調査票が戻ってきて、それをデータ入力するところでカウントされますので、そちらの方でわかることになるという形です。

斉藤委員長代理 要するに、業者から返ってきたものは封はされているわけでしょうね。それはもう中は見ないで、ただそれをセンターの方へ渡すというだけの業務ですか。

千野課長 そうです。それから、返送のあて先ですが、民間をあて先にしますと回収率非常に影響してくるということがありますので、統計局をあて先にします。

したがって、調査票は統計局の方に直接来る。どのぐらい来たかということ、我々が業者の方にお知らせするという形になります。

榎谷主査 この民間の業者というのは、場所はどこで勤務されるんですか。

小澤統計専門官 それは特に指定してございませんので、民間の事業者の方々が、その施設等に設置していただくということになるかと思えます。

熊埜御堂参事官 そういう仕事を統計局でやりたいと、統計局の施設を使いたいというように言ってきた場合には、統計局の方は拒否をされるんですか。それとも拒否をされないんですか。

小澤統計専門官 場所的にでしょうか。

熊埜御堂参事官 場所的というか、物理的なものも使いたい。つまり郵便とかを送ってくるわけだから、自分は統計局の一画を借りてやった方が便利ではないか、それは割と安値でできるのではないかということで提案をされた場合に、それはだめだというのか、それとも検討の余地があるというのか、どちらなのかということ事務局として聞いておきたいんです。

もし検討が必要であれば、次回までに回答していただきたいと思えます。

小澤統計専門官 今この場では即答できませんので、検討するというので、申し訳ありません。

榎谷主査 これは場所が別だと、この流れ図を見ても、いちいち情報をもらいに行かないといけないわけですね。疑義の照会にしても、督促にしても、どういうタイミングでどうすればいいのかというのが、非常にわかりづらいですね。毎日統計局が資料をつくって、入札者に疑義の情報をお渡しして照会してもらおうということになるんですか。この区分けが、

この流れ図と今までの御説明ではよく理解できません。

飯島課長 十分にご説明できずに申し訳ございません。疑義の照会とここにありますのは、調査客体から直接、記入するときにはここはどう書いたらいいのかわからないという際に、電話がいろいろかかってきますので、それについて書き方を説明していただくと。一応最初に調査票を送ったときに、いろいろ書き方の説明なども付けまして、わからないときはここに照会してくださいという電話番号を付けますので、その電話番号のあて先がこの事業者であるというふうに御理解いただいて、実際に調査票が上がってきて、その調査票の記入の中身について、こちらからおかしいと思う部分については、集計も統計センターの方が直接やりますので、そこは事業者の業務には入ってまいりません。ですから、場所が近くにないと仕事ができないというような形にはならないのではないかと、我々の方は想定しております。

ただ、先ほどの御質問については、済みません、また検討してお答えさせていただきたいと思います。

樫谷主査 そうすると、電話が何本かあればいいということですね。

飯島課長 そうですね。照会用の電話、照会のための回答者が常時いていただくということが必要です。

あと、毎日統計局の方から、今日はこの会社から回答が来ましたという情報をお伝えしますので、それをある程度集積していただいて、ではそろそろ督促しようかというところになったら、その日の段階でまだ来てない客体に対して、督促のはがきをするとか。それでもなかなか来ないところには、再度電話をかけていただくとか。そういう適切なタイミングで督促をしていただくと。

一応、私どもの方で、従来大体このタイミングで、こういう督促をしていますという情報は、あらかじめお伝えはしたいと思いますが、その督促のタイミングとかやり方は、必ずしもそのとおりでなくても、もっといいやり方があるということでしたら、そこは工夫をして督促をしていただくということで考えたいと思います。

斉藤委員長代理 そうすると、そんなことを言ったらあれだけれども、先ほども教育とかいろいろ出ていましたが、資格とかはあまり要らない。極論をすると、例えば郵便局のどこかができそうな話だなという気もしないでもないですが、内容とあまり関係ないですね。

飯島課長 調査内容とか、こういう場合にどう記入したらいいんでしょうかという問いに対して、適切にお答えいただければ、あとは普通の業務で対応できるのではないかと思います。

樫谷主査 ただ、7ページの教育（研修）について、～ を読むと、随分大層なカリキュラムをつくらなければいけないかなというイメージを受けたんですが、いずれにしてもカリキュラムができてないといけないのですか。つまり、いろんな別の経験はあったとしても、この科学技術研究調査の経験は勿論ないわけですね。そういう意味では、あらか

じめつくっておかないと入札参加資格がないという理解ですか。

また、その内容についても、業務知識とか言われても、やり出せば切りがないわけですね。だから、今までの経験を踏まえて、あるいはこういう知識が必要なんだということはある程度、こんなにあいまいな教育（研修）をやれと言っても、民間にとっては過剰な研修になるのではないかと思うんですけれども、それはどうなんでしょうか。

あと、今までどれぐらいの質問が、どのぐらいのタイミングで来たのか、そんな量的なものも、出したらほとんど来ないと、数件が来たただけだというのか、1万8,000件出すわけですから、もう何千件も来るというのか、それはどうだったんでしょうか。

関口補佐 まず、ここに書かせていただきましたのは、統計調査について初めて民間開放するというのもございまして、一つはどのような事業者が参入してくるかわからないと。専門的に電話照会に対応しているような業者が参入してくるのか。あるいは一度もそういったことをやったことのない事業者が参入してくることもございますので、まず基本的にこの調査はこういう調査でございますと、こういった基本的な業務知識をまず身に付けていただきたいということと、あと質問についてはこういったものがございましてということ、入札説明会時に対応マニュアルを配付することにしてございますので、そういったものも見ていただいた上で、基本的なことについて教育していただければという趣旨で書いたものでございます。

榎谷主査 要するに、これの内容が審査の対象になるわけですね。カリキュラムがあるか、ないかがですね。

千野課長 ここの教育内容のポイントは、調査項目に対してどう書いていいか。例えば研究者の数なんか調べているんですが、ある人は研究者に入れるのか、それともほかのものになるのかといったような質問がありますので、この科学技術研究調査の中身をよくわかってもらえるような研修の時間を割いてもらうということと。

あとは統計法という法律の下でやっておりまして、統計法上どういう位置づけになっているのかということですか。

最近多いのは、これは企業調査ですのであまり関係ない部分もありますが、個人情報保護法との関係がどうなのかといったようなこともよく理解していただかないと、照会に対して対応できないということですので、ポイントはどちらかというところの方にあるんだと思います。

榎谷主査 ただ、恐らく科学技術研究調査というのは初めてだと思うので、それは統計局の方からこういうことだということで教えてもらうことに基づいて研修するのか。それとも、自分で勝手に勉強してカリキュラムをつくれと言うのか。その辺は審査する統計局は入札予定者というか、希望者というか、候補者というか、それに御説明されるんですか。そうしないと、民間としてはどこまでやったらいいのかわからないので、ある程度ガイドラインをつくってもらわないと。

千野課長 そうですね。科学技術研究調査がどういう調査かということについては、我

々にしか情報はないと思いますので、そこは我々の持っている概要、いろんな資料がございますので、そういうものをお渡しして。4ページの「業務内容」というところで書いてございますが、照会対応業務に必要な調査関係書類一式等については、入札説明会のときに提示することとしております。

榎谷主査 その内容がちゃんと研修で伝わってればいいということですね。

千野課長 はい。

榎谷主査 そうすると、カリキュラムという大層なものでもなく、どこまでをカリキュラムと言うのかよくわからないんですが、項目が入ってればいいということですかね。

飯島課長 かちとしたものまでは過剰な要求になるかと思っておりますので、もし必要があれば表現は変えた方がいいのかもしれないので、また検討させていただきます。

榎谷主査 廣松専門委員、どうぞ。

廣松専門委員 これも細かい点ですが、まずこのカリキュラムと書いてあるところには、調査に必要な知識、マナーが書かれていますが、それ以上にもっと、この調査の意義というか、重要性を強調すべきではないでしょうか。

それから、ここには対応に関する基本的なマナーとありますが、調査そのものに対するマナーということも基礎知識という意味で、是非加えておいていただければと思います。それが一点希望です。

2点目は、それと関係してですが、9ページのところで、これはどちらかというと必須項目ではなくて、加点項目の中でプライバシーマーク制度、あるいはISO9001の認証を受けていることということが書かれており、それが評価表で見ると0~10という結構大きな点数になっていますけれども、最近プライバシーマークというのはいろいろな意味で注目されていて、恐らく入札に参加するような候補者は、多分そういうものを取っているかと思えます。一方、ISO9001の場合は極めて限定されているように思えます。したがって、ここをかなり厳しくやってしまうと、ほとんど候補者は限られてしまうような印象がある。

その意味で、このプライバシーマーク制度やISO9001に関する項目の評点の仕方をもう少し丁寧に書いておいた方がよいように思います。もしこのままだと両方ともないとかだめかというふうに判断してしまう業者もあると思います。書き方の問題かと思えますけれども、少し工夫していただければと思います。

斉藤委員長代理 現実には、もう何年もやってきておられて、ランダムに抽出されるんでしょうけれども、受ける客体の方は慣れてないんですか。書類が来て、まずこれは何だという質問から始まるんですか。こんなものが来たけれども何なんだと、その辺から始まるんですか。

千野課長 そうですね。抽出部分については、毎年抽出変えをしておりますので、初めて調査票を見るとというような調査対象者の方も多いわけでございます。

ちなみに照会の件数ですが、19ページの実績のところがございますが、5月から6月ま

でに 700 件の照会がございまして、時期によって担当の電話が鳴りっぱなし、担当がずっと電話で対応しているというようなこととございます。

どういう時期かといいますと、まず調査票を発送して、調査対象者が調査票を受け取った直後に照会が多い。その後は、催促のはがきを 2 回出すんですが、催促のはがきを出すと、その後また照会が多いということで、山が幾つかございます。そんな状況になっております。

したがって、そもそもこういう統計調査に協力しなければいけないのか、どういう調査なんですかというところから照会が始まります。

榎谷主査 原専門委員、どうぞ。

原専門委員 それで言うと、さっきの郵送の返却先が統計局でないと回収率が落ちるのと同じで、例えば督促も、名乗りの部分で、統計局ですがということは可能なのか。もしくは、問い合わせ先も連絡先が民間企業ではなく統計局になっているケースとでは、それで随分違ってくるのかという気がするんですが、それはそういうことを名乗ってよろしいという前提で、この数値目標でよろしいのでしょうか。

小澤統計専門官 統計局を名乗るのかということになりますと、ちょっとそれは難しい問題があるのかなというのが一つございますので、一般的には、例えば科学技術研究調査問い合わせセンターとか、そういう形でやるのが一番適切ではないかと今、考えているところではございます。

原専門委員 そう思うんですけれども、そうなったときこの数値目標というのが、本当に達成でき得るものかというのが、もしかしたら難易度が高くなるのかなという気がしますね。

斉藤委員長代理 統計局から委託を受けてやっている者ですと言ってもいけないんですか。

小澤統計専門官 直接それを先に言い過ぎると、やはりかなり回収率に影響するところがあるのかなということは、一般的な問題として聞いております。ただ、問われれば正直に言わなければいけないのかなと思っているところでございます。

榎谷主査 でも、調査票を送付するときに、こういうところが担当しているということを入れるわけですね。

小澤統計専門官 そこのところも、一つ検討の余地があるのかなと思います。

榎谷主査 検討の余地というか、知らないと当然混乱しますね。だれから来たんだみたいな話になって、またその質問が統計局に行ってしまいますね。本当に答えていいのかどうかという話になってしまうので、やはりきちんと知らせておかないといけないですね。

飯島課長 勿論、統計局の委託というのは、最初からきちんとすることは構わないと思うんですが、一番混乱がなく気持ちよく回答していただけるような表現が、どういうものがあるのかというのは、今いろいろ中でも考えております。

斉藤委員長代理 R & D の予算は幾らやっているんだとか、人数を幾ら割いているんだ

ということになると、企業、特にメーカーさん関係だとやはり戦略的な機密事項になりますので、国から説明を聞いて、国に協力しなければいけないという気持ちではデータは出て来ると思いますが、科学技術研究調査問い合わせセンターですというだけで、とにかく答えてくださいと。

業者の方は回収率が迫られていますので、もう言いたくてしょうがないと思います。これは国に代わってやらせていただいているんですという、回収率も上がるということもありますね。非常に微妙なところなので、何か決めた方がいいと思います。あいまいにしないで、こういう答えまでいいですよとか。民間開放と言っておいて何だと言われるかもしれないけれども、やはり国の仕事を民間が今の流れでやらせていただいているんだということを行った方が、いいデータが取れると思うんです。人数とか予算の質問が出ていますから、やはり企業は相当警戒すると思うんです。

関口補佐 一応、私どもで検討している段階でございますが、当然総務省統計局の封筒で送らせていただくということもございまして、中にペーパーをつくりまして、私どもが委託させていただいている業者がございましてという企業名を同封して送る予定で考えております。

そうしませんと、当然今度疑義照会するときに、なぜ急に国ではなく見知らぬ企業が受けるんですかということがございますので、そういった方向で今、検討しているところでございます。

榎谷主査 佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 今のところに関連するんですけれども、この22ページの流れ図の中で、調査票の送付方法が郵送だけに限定されていると読むべきなのかどうなのかというのが御質問の対象ですけれども、回答は郵送でもインターネットでも構わないと。

実施要項の4ページの(2)の業務内容のイのところを見ると、調査票を受け取って受託者が送付するとだけ書いてあるわけです。

今、御説明いただいた、総務省統計局として今回こういう形でこの業務を民間にいたしましたということの説明をしないと、先ほど委員の方々から御指摘があったとおり、私などはこの調査票の民間企業向けの、特に企業等Aの16~21なんていうのは、見ようによっては証券取引法という法律が今、金融商品取引法に変わりましたけれども、そのインサイダー取引の重要事実に当たりかねないような情報も含まれているわけです。

そうすると、こういった情報を易々と出すとは思えないという形で、ここの部分が全部、極端な話、企業秘密ということだけ書かれて戻ってくるとか、ここの部分が全部白紙だったということにもなりかねないわけです。

送付方法を郵送に限定されているというのは、コストの観点から言えば、今こういう御時世ですから、インターネットで一度に配信した方が、いちいち郵送するよりはコストは安いだろうと想像するんですが、この調査票の送付方法を郵送に限定しなければいけない理由を教えていただけないでしょうか。

千野課長 まず、現実的な状況といたしまして、企業が統計調査に協力していただいている状況ですけれども、忙しい中何とか、催促を何回かして、それでようやく回収率70%、80%に達しているという状況ですので、まずはお願いのお知らせをしないとイケない。

これが通常の仕事のようになっているのであれば、メールとかオンラインで通常できると思うんですが、一応これは義務にはなっているんですが、実態的には我々が腰を低くしてお願いして調査票を出してもらっているということを考えますと、行きは郵送の方が回収率、精度、そういう問題でよく回答が返ってくるだろうと。

ただし、回答についてはインターネットの方がやりやすいところがあると思いますので、そういうところについてはインターネットで回答してもらっている。できる限りインターネットで回答してくださいという文章も入れているんですが、現実問題として今、インターネットで返ってきている割合というのは3割ぐらいになっています。

したがって、そこは我々の調査票を受け取る企業側の担当者がどういう方かというところもあると思ひまして、聞くところによるとお年の方がやっている場合が多いということもありますので、そういったことをいろいろ考えますと、やはり行きは郵送の方が精度が高い調査ができるだろうという判断でございます。

樫谷主査 原専門委員、どうぞ。

原専門委員 これは、民間の工夫の余地がどのくらいあるかというところを想像すると、今おっしゃられたような郵送のところのコストダウンとか、もしくはノベルティーのような回収促進の手法を取っていいの。このところが多分重要な工夫の要素になるんですが、この文面だと自由度がよくわからないんですけれども、例えば郵送でも郵政公社の郵送と、いわゆる民間の宅配業者を使った配付では、宅配業者は、例えば直接手渡ししてくれるとか、そういうサービスもやるわけです。それを使っていいの。

それとさっき言ったノベルティー、回収が上がるような手法を何かここに取り入れることは可能なのか。その辺はいかがでしょうか。

千野課長 郵送の部分については、必ずしも郵政公社ということでもなくてもいいんだと思います。

この郵送の部分について、例えばインターネットを混ぜるような創意工夫が認められるかどうかという部分なんです、ここは我々のこれまでの経験からいたしまして、メール等ですと、まずメールアドレスの把握というのが繁雑になるといいますか、今はそういう把握をしておりませんので、そういった名簿がないということもございまして、よく協力していただくためには、やはり郵送で手元に届いた方がいいだろうと考えておりますので、ここは郵送というか、宅配便も含めて、そちらの方でやっていただいた方がいいのではないかと考えております。

原専門委員 回収の工夫の方はいかがですか。

千野課長 回収の方法は工夫していただきたいと思ひます。特に催促、督促の部分です。ここはこれまで我々、はがき、はがき、封書、それから電話という形でやっているんです

が、ここはこだわらずに、これまでの民間の創意工夫で効果的な督促をやっていただきたいと考えております。

榎谷主査 逢見委員、どうぞ。

逢見委員 11 ページの民間事業者が講ずべき措置の中で、イの調査客体への電話、督促を行った客体の中で白紙等の調査票に不備があった場合、事後的に統計局から電話すると。そこで、督促において調査票の記入を軽視するような発言、表現がなかったかどうかを調べる。まずお聞きしたいのは、いわゆる白紙回答は回収とみなさないのか。それから、不備があったものについての事後的な統計局からの電話は、その後の契約履行、不履行の場合には影響するのだろうか。それから、調査票の記入を軽視するような発言というのは、具体的にはどういうものをイメージしているのかということをお伺いしたいと思います。

飯島課長 白紙で返ってきたものについては、回収率には入りませんので、そこは改めてまた出していただくという、督促の対象の客体に引き続き残るということになります。

記入内容の方については、特に一部記入不備があるということで、それをもって契約不履行という形には、今のところ考えておりません。

先ほどの調査票の記入を軽視する発言とありますのは、例えば極端な例を言えば、白紙でもいいからとにかく送り返してくれというような形で督促をするとか、名前だけ書いてくれればいいとか、そういう記入をあまりしなくていいというような形で督促があったかどうか、そういうものの確認だけは適宜することがあるというつもりでここに入れたものです。

逢見委員 記入漏れと白紙は同じ概念ですか。

飯島課長 白紙というのは、全く書いてないということで、どうしても一部回答が難しいということで、現実には記入がされてこない部分がありますけれども、そのすべて 100%を完備してくれということまで、我々の方は現時点では求めておりません。

逢見委員 もう一点、12 ページに「ケ 権利義務の帰属等」というところがあるんですけども、ここで納入成果物の帰属と著作権のことが書いてあるんですが、委託されている部分を見ると、著作権に係る部分は実際にはないのではないかと。統計局に直接送り返すわけですね。なぜこういうものが必要なのかと思ったんです。

小澤統計専門官 ここに関しましては、一般的な契約の中で、もし何かあったときに困るということで実は入れているものでございまして、一般の契約書の中でも統計局の入札書の中に入れているものでございまして、契約サイドからできれば入れておいた方が問題ないだろうということで、確かに納入成果物そのものというのがあるわけではないのですが、もし何か、例えば私どもの方に最後提出していただきますと、報告書類の中に知らない間に何か使っていたとか、そういったものがあっては困るということで、事前に注意喚起する意味で入れておいた方がいいのかなということで入れているわけでございます。

廣松専門委員 補足いたしますと、これは大変微妙なところですが、例えば受託者が調査の共同実施者という意識から、総務省の統計局で最終的に出てきた公表物を、自分の成

果物の中に取り込んだ場合、問題が起こり得るかもしれません。国は著作権を持っているのですけれども、統計書の類に関しては主張はしてきませんでした。

ところが、それを受託したところが、さきほど言いましたように、共同実施者という意識の下で、例えば自分のレポートとか何かで使った上で、それに関する著作権を主張する、あるいはそれについて何らかの見返りを要求するということになる、ちょっと困るという点だと思います。

逢見委員 私の理解では、いわゆる政府統計というものは、基本的に著作権は発生してないのではないかと。だから、どういうものを使おうと、引用するとか、自分の論文に使うということは全く自由ではないですか。

廣松専門委員 一応、著作権は国に所属するというふうに整理されていると思います。それを使うのは、おっしゃるとおり出处等を明記すれば、現在、特に著作権違反等に問われることはないという形になっていると思います。

榎谷主査 それでは、民間事業者がそういうことを主張してはいかぬということを行っているわけですか。廣松先生おっしゃったように、共同でつくったんだから、自分にもそういう権利があるということで、別の方がお使いになったときに著作権を主張してはいかぬという趣旨なんですか。

飯島課長 そういう事例もできないというのは、ここに含まれているということでお考えいただいてもいいと思います。

最初に御質問ありましたように、あまりこういうことが想定されるケースはほとんどないと思いますけれども、一応念のためということで入れてあるものと御理解いただければと思います。

榎谷主査 念のために入れるのはいいんですけれども、過剰になってもいけないので、意味がわからないのを入れてもしょうがないと思いますし、例えば調査票の送付と言っても、何をもって送付というのか、ぼんと投げるだけが送付なのか、調査票をいただいて、セットして、封入して、あて先を書いて投函するというところまで言うのか。どこを送付と呼んでいるんですか。

単に出すだけだったら、別に民間に頼まなくても郵便局に持っていけばいいわけですね。

関口補佐 一応、私どもの方では、出すだけという意味合いで書かせていただきました。もう私どもで調査票とかを全部封筒に入れまして、これを委託事業者にお渡しすると考えております。

斉藤委員長代理 それは役所の方で入れられるのですか。

関口補佐 それは従来から一般競争入札契約でやらせてございまして、そちらの方ということになります。

榎谷主査 それで今回一緒にやってもらうというのはだめなんですか。

関口補佐 それは調査票の印刷をしまして、なおかつここに調査票の印刷作成、各調査客体の事業所名等を入れまして、それで封書までやっていただいて、すべて対応していた

だいているということもございまして、19年度につきましては、時期的な問題もございまして、従来どおりやるという方向で考えさせていただいております。

齊藤委員長代理　しかし、今後はそこも工夫の対象にはなりますね。本当は一連の中では結構コストがかかる仕事でしょう。だから、そこまでプリンティング的なものから、ファシリティを持っているところがどれだけあるかわかりませんが、場合によっては民間業者をいろいろ競らせて、一番安い、しかも質のいいところを見つけてくる業者。19年度では無理でしょうが、もし今後おやりになるときは、結構対象になりますね。

飯島課長　その辺りは、また検討課題にはなるうかと思えます。この調査票の印刷自体は、機械で読み取るためにインクの色合いとか、マス目の位置とか、かなり細かく決めるものですから、これはかなり専門的な技術が要るので、調査票の印刷まではきちんとできるところをお願いしなければいけませんけれども、ここにあって名を印刷して封筒に入れるところは、場合によってはまたまとめて別のところに包括的に出すということは将来的にはあり得るかと思えます。

齊藤委員長代理　19年度は、ただ封筒をいただいて郵便局へ持っていく。ヤマトか何かに頼んで、はがきが先なのか、私は電話が先というのものもあるかもしれませんが、その時期が来たら一応フォローすると。そこまでだけの仕事ですね。

榎谷主査　前にも申し上げたんですが、サービスの質の話、大学が100%で、非営利・公的のところは99%以上とか、これは政策目的、つまり統計を取る精度ということと、ここでいう回収率と、どのような関連があるのか。

たまたま今までの事例がそうだったからというだけなのか、それとも何か意味があるのか、この辺はどういう意味でサービスの質についての目標をつくられたんですか。

飯島課長　これについては、我々としてはできるだけ100%に持っていきたいというつもりで考えておるんですけども、現実としてどうしても回答いただけない会社が出てきますので、私どもの方で直近の実績値を20ページに付けてございまして、勿論我々としては毎回100%を目標値として仕事には当たっておるんですけども、残念ながら17年度はそこにあるとおりの数字になっておりまして、これを今回の確保されるべき質ということで、ここに数字と挙げさせていただいているものでございまして。

ただ、細かく言いますと、先ほど4ページの下のところでも御説明申しましたけれども、資本金階級別に統計データを集計する関係がございまして、トータルで79%というのを目標値として入れてございましてけれども、それぞれの資本金階級別に見て、飛び抜けて回収率の悪くなるような部分が生じるとまずいので、重点的に回収の状況を見ながら、この階級のこういった企業に重点的に督促していただきたいというのは、どこかでまたお伝えをする形にしたいと思っております。

榎谷主査　ということは、100%だったら勿論問題ないんでしょうけれども、ただ単にトータルのパーセントの話だけではないということですね。もう少しきめ細かく、それこそサンプリングになるような母集団はある程度違うでしょうから、そういうことの一定の

データ数が欲しいということですね。

飯島課長 はい。回収率としてですね。

榎谷主査 いや、そうではなくて 79 %も要らないと、もう 50 %もあれば十分目的は達成するということであれば、何もコストをかけて 70 %や 100 %まで持っていく必要はないので、無駄な努力という気がするんです。それは、50 でいいのか、100 でなければいけないのか、あるいは 80 ないと統計の質が保てないのか、その辺のことをお聞きしたかったんですが、それは必ずしもきちっとした、8 割以上なければいけないというのは、科学的には説明できるものではなんですか。

千野課長 統計の誤差には、標本誤差と非標本誤差というのがございまして、標本誤差については、標本理論に基づいて標本抽出をすれば、そこから計算で出てきます。

回収率ですとか、あるいは記入の間違いとか、そういうものは非標本誤差と言っておりまして、こちらの方は科学的な計算では出てこないものでございます。

したがって、数字で示すことはなかなか難しいんですが、一般的に回収率が落ちると、その調査票を提出したグループというのはある特定のグループ、逆に言うと調査票を提出しないグループというのはある特定のグループということになることが一般的ですので、回収率が下がれば下がるほど、その結果というのは偏りが出てくると言えます。

したがって、極端な話を言えば、回収率 50%でも、その 50%がもともとの母集団の縮図の 50%であれば、そこは数を確保すればいいということになりますが、一般的にはそうではなくて、例えばこの企業対象の調査で言いますと、小規模なところとか、あるいは産業で言うと、サービス系の産業は割と提出率が悪い傾向がございまして、そういうところを埋めつつ回収率を上げていくということを、我々はこれまで行ってございまして、同じような努力を民間の業者にもやっていただきたいということでございます。

榎谷主査 ということは、単に 79 %という目標ではなくて、実際はもうちょっと細かな指示をしないとイケないということになるわけですね。

千野課長 はい。

廣松専門委員 補足ですが、指定統計の場合、統計法上申告義務がございまして、本来 100 %であるべきなのですが、現実には残念ながらそうになってないということです。それと同時に、今、御説明いただいたとおりですが、これは必ずしも意図的なものではなくても、ある大きな企業が、たまたまある 1 年だけ報告しなかったということ、結果が大変大きくぶれることになります。そういうところに対しては、現在でもほかとは違った形で督促をしていただいていますし、今後もしていただく必要があるだろうと思っています。

榎谷主査 そろそろ時間が来てしまったんですが、まだ質問をしたい事項が幾つかあります。

例えば評価の問題で、カリキュラムの問題もあったんですが、配点の問題も 9 ページに載っているんですが、どういうふうに配点されるのか。技術点と価格点があるんですが、どういうふうに配点されるのかよくわからないんですけれども、どういうふうに整理され

ているのでしょうか。

要するに、価格は140点、評価表に基づくものが140点、その他が15点ということで、創造性・新規性の評価点がかなり低いんですが、確かに創造性・新規性と言われても、今のようなことだと、ほとんど創造も新規もないような気もするので低いのかなという気もしたんですが、これはどういう根拠なんですか。

小澤統計専門官 この配分なんですが、技術点の中での創造性・新規性というのは別扱いにございまして、価格に対する評価ができないため別扱いにございまして。評価表に基づく加点評価の項目となっているものの140点、これが技術点。それと価格点が1対1の関係にあるという考え方で整理してございまして。

それぞれの配点の中身で細かい区分がございまして、その中の考え方としましては、かなり重要なものとか、最重要ですとか、重要ですとか、普通ですとか、ある一定のランク、考え方で点数の幅を設けて、それぞれ点数を付けていくという考え方にございまして。

榎谷主査 17ページに評価表があるんですけども、これを見ると0～5から0～15まであるんですけども、これで点数を付けるとしたら、10点付けるのか、15点付けるのか、8点付けるのか、優・良・可ぐらいならまだいいんですけども、かなり難しいような気がするんですけども、この辺の得点の付け方については、まだこれから相当工夫をしていただかなければいけないような気がするんですけども、どうでしょうか。

小澤統計専門官 確かに、この配分といいますか幅というところが、どちらかといいますと、これはというものが実はございまして、現時点ではいろんなところを参考にしながら、このぐらいの幅であれば、例えば先ほど申しましたように、できるだけ重視したい項目ですとか、これは普通な考え方で、どちらかというところあるかないかみたいな考え方でいいのかというところで、できるだけ重視したいところでは、かなり点数の幅、格差を付けたいという考えがございまして、0～10ですとか点数の幅を持たせているという考え方でございまして。

確かに、ではどういうふうに配点をしていくのか、評価する方々に基準を持っていただいてやるときに、あまりいろいろなパターンがあると、何が標準なのかというところが確かにわからないということがございまして、当初3区分ぐらいでこれできないかとも考えてございまして、いろんなところの状況を見ますと、こういう配点基準の考え方があるということで、我々もそういった配点基準にのっとって、できるだけ点数に差が出るような形にした方がいいのかということで、こういった配分基準を考えたわけがございまして。

榎谷主査 これは、それぞれの委員の先生方がそれぞれ付けて、それを足して何分の1かにするという評価の仕方なんですか。それとも、全部を一つにまとめるんですか。

小澤統計専門官 評価をしていただく方々に評価していただいて、それを最終的にまとめるという考え方でございまして。

榎谷主査 それから、細かなことで済みません。今の12ページの「帳簿書類を作成し」

となっているんですが、これは会計帳簿のことを言っているんですか。

別のところで区分経理の話があって、区分経理までする必要ないと、要するにデータが、コストが幾らかかったかということをしっかりセグメントでわかるように出していただければいいんだと。つまり後の参考データとして欲しいというレベルだったんです。本業務に関して帳簿書類、会計帳簿をわざわざ作成するというのは大変な、帳簿をもう一遍つくらなければいけない話になるわけです。それはどういうことを求めるために作成しとやってらっしゃるのか、つまりどういうデータが欲しいからこういうものを作成しなさいと言っているのか。単なる保管しなければいけないというだけなのか。

普通は会計帳簿のどこかには載っているわけですから、保管しろと言えば、通常帳簿は保管されているんですけども、本件に関して帳簿書類を作成するとなったときに、わざわざ本件のためだけの帳簿を作成しなければいけないとなっておりますので、それはどういう意味を持っているのか。

小澤統計専門官 わざわざ帳簿書類を作成していただくというまでの意味合いではなく、なければつくっていただくという考え方もあるんでしょうけれども、通常はあるということであれば、あるものを保管していただきたいというニュアンスで入れてございます。

榎谷主査 ということは、要するにセグメントが何かで、この業務に対して幾ら使ったか、どんなものを使ったのかということがわかるようになっていればいいということですね。

小澤統計専門官 はい。

榎谷主査 だから、このためにわざわざ作成する必要はないという理解ですね。

飯島課長 もし表現に修正の必要があれば、また検討いたします。

榎谷主査 あと記録もどんな記録を作成しなければいけないのか。これはそれぞれが勝手につくるべきものなのか。それとも、こういう記録を最低つくってほしいということなのか。それもあらかじめ決めておく必要があるのかなと思いました。

飯島課長 御指摘の点は、もう少しわかりやすく誤解のないような書き方を検討したいと思います。

佐藤専門委員 時間を過ぎていたら恐縮なんですけど、これは前回も御質問差し上げた部分なんですけど、13ページの契約の解除というところを拝見していますと、まず委託費の支払い方法がどうなっているのか。これを読んでいると、前払いになるのか、後払いになるのかがよくわからないということ。それから、これは本件で非常に重要なポイントとして、発注者側が認識しておられる質ということで言うと、5ページの「(4)業務に当たり確保されるべき質」という形で、以下の回収率を達成ということで、これまでいろいろ御質問差し上げてきた、100%、99%、79%という数字があるわけです。

1年間この業務をやってみれば、厳然としてこの回収率が達成できた、できないについては結果が出てしまうわけですけども、例えば企業からの回収率が79%を割ったという場合に、この13ページの契約の解除事由のシの(ウ)、契約に従って本業務を実施できな

かったとき。質として79%以上の回収を要求して、例えば78%であったら、その委託費というのはどれぐらいお返ししなければいけないんですかというのが、この業務を受託する人の懸念事項として恐らく出てくるだろうと思いますので、そこら辺の対応をどうされるかということについて御検討されたいかがかと思います。

飯島課長 そのこのところは前回は御指摘いただいて、何か目標を上回った場合と下回った場合を、どう扱うかというのは、中でも若干議論はしたんですが、なかなか金銭的にそこを、では1%を下回ったらどのぐらい減額とか、そういうのはなかなか明確にできないので、まだインセンティブ、あるいはディスインセンティブを付けるというところまでは、私どもの方も現時点でやるというところまでは行っていないという状況です。

ですから、若干回収率が下がっても、金銭的に何か反映させるということは、今のところ考えていないと。

先ほども幾つか御指摘いただきましたが、民間に出すのはこれが初めてということで、従来どういう要因で、どう回収率が変わるかというのは、まだ見えない部分もございますので、いきなり今の目標値をベースにやるのは我々の方も予測できないので、今回は特段、更に御指摘がなければ見合わせようかという考えであります。

樫谷主査 もう時間が過ぎてしまいましたので、まだご質問があると思いますが、科学技術研究調査の実査要件の案についての審議は、本小委員会において引き続き行いたいと思います。本日、質問することができなかった事項や確認したい事項がありましたら、是非事務局までお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日の小委員会はこれで終了いたしたいと思います。

事務局から、今後のスケジュール等で連絡がありましたら、よろしく願いいたします。

徳山企画官 今後につきましては、雇用能力開発機構の関係の2事業と、厚生労働省関係の3事業の審議終了ということになりましたので付議を予定しておりまして、それぞれ機構につきましては5日、厚生労働省については12日を予定しております。詳しい時間帯等につきましては、また御連絡いたします。

それから、統計関係につきましては、次回は13日を予定しておりまして、更にその後の1月以降のスケジュールにつきましては、また随時御連絡差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局は、以上です。

樫谷主査 ありがとうございます。先ほど御説明ありましたように、次回の小委員会は12月13日水曜日の14時からであります。

本日はどうもありがとうございました。